

★ 源泉税の納期特例者の為の集合方式による指導会のお知らせ ★

マスク着用・手洗消毒等、細心の注意を皆様をお願い致します。密を避ける為
1月～6月までの給与等の金額が確定している事業所は7月1日以前でも受付けます。
1月～6月までの給料・報酬にかかる半年分の源泉税納付期限は7月11日(月)です。
年に一度の納付ではいけません！税額が[0]でも0報告書の提出が必要です。

日時 : 7月1日(金)～7月8日(金) 午前9時～午後4時まで。
11日(月)は午前中。金融機関が3時迄ですのでご注意ください。

場所 : 福岡県信用組合 前原支店 3階 会議室 (仮事務所)

持参する物 : 筆記具 (ペン・鉛筆・消しゴム)、電卓又はソロバン 印鑑は不要です
1人別源泉徴収簿、源泉の納付書 (昨年税務署より郵送)

*** 事務局に依頼される方はお早めに資料の提出をお願いします！**

7月12日以降の指導は、一律550円 指導チェック料を頂きますのでご注意ください

無料税務相談会	6月29日(水)、7月29日(金)、8月30日(火)、9月29日(木)
無料法律相談会	6月 7日(火)、7月19日(火)、8月29日(月)、9月14日(水)

所得税の減額申請期日は、7月15日(金)までに税務署必着です！

インボイス制度に係る事業者の登録申請の受付が既に開始されています。

(インボイス制度とは令和5年10月から始まる適格請求書等保存方式の事です)
登録申請書提出後、税務署から登録番号の通知が行なわれます。登録番号については法人は「T+法人番号」、それ以外の事業者は「T+13桁の数字」が登録番号になります。交付を受けないと買手である取引先(課税事業者)から取引を除外される事もあり得ます。(買手である取引先(課税事業者)が自身の消費税の仕入税額控除出来ない為)
令和5年3月末までに登録申請しないと税番号の付与が令和5年10月に間に合わなくなるかもしれません。なお、登録すると免税事業者にはなりませんのでご注意ください。
詳しくは国税庁ホームページで確認してください

★ 8月11日(木)～16日(火)はお盆の為、事務局は閉りますのでご注意ください。

★ 昨今の大変動する世界情勢の影響で会館建設コストが当初の計画から大幅に膨らんでおります。会員皆様の温かいお気持ちを形にして少しでもお分けください。

◆ 篤志寄付金の受付は下記口座で行なっております ◆

福岡県信用組合 前原支店 普通預金 口座番号 0004294

口座名義 : (一社)西福岡青色申告会 会長 田中 明生

◇ 振替による引落しをご希望の方は担当職員までお申し出くださいませ ◇